

お客さま各位

## 外国送金についてのご案内

平素より格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

外国送金をご依頼いただく場合にご留意いただきたい事項を『外国送金取引規定』にまとめておりますが、その中で特にご留意いただきたい事項につきまして、以下の通りご案内申し上げます。何卒ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

1. **送金経路について**【外国送金取引規定 5.（支払指図の発信等）③④、13.（災害等による免責）③】  
お客さまがご指定されたお受取人取引銀行または経由銀行に向けて弊行が発信する支払指図または資金決済指図の経路（関係銀行）につきましては、弊行にて選定させていただきます。  
この場合、お受取人取引銀行所在国以外の国を経由する場合もございます。

お客さまがスイフトのシステム内で銀行を選別するための SWIFT BIC をご指定された場合で、SWIFT BIC にもとづく銀行情報とその他のご入力いただいた銀行住所（各国決済システム別銀行支店コード、銀行名、住所等）が相違していた際は、SWIFT BIC に基づく銀行情報を優先して関係銀行を選定させていただきます。

なお、関係銀行が所在する国に法令、慣習もしくは所定の手続きに従って取扱ったことにより生じた損害につきましては、弊行は責任を負いません。

2. **手数料について**【外国送金取引規定 4.（送金委託契約の成立と解除等）⑥、6.（手数料・諸費用）①、13.（災害等による免責）③】  
支払銀行手数料を「送金人負担」とご指定いただいた際には、送金受付時に当該手数料をお支払いいただきますが、後日関係銀行から個別に手数料の請求があった場合、手数料を追加でお支払いいただく場合がございます。  
また、「送金人負担」とご指定いただいた場合であっても、関係銀行あるいはお受取人取引銀行が手数料を課し、送金金額から当該手数料を差し引かれてお受取人さま口座へ入金される場合がございます。

弊行が送金を実行するために必要な準備を実施し、送金資金等の不受領、送金の依頼の取消、その他弊行の責めに帰さない事由により送金委託契約が成立しなかった場合や契約成立後の解除等で送金委託契約が事後的に解消された場合には、準備行為により発生した手数料、費用等は、送金依頼人さまのご負担となります。

3. **お受取人さまに対する支払日時、支払通貨について**【外国送金取引規定 5.（支払指図の発信等）①、8.（受取人に対する支払通貨）】  
ご送金依頼受付後、弊行はご依頼内容に基づきお受取人さまに対する支払指図を関係銀行に発信いたしますが、先方銀行の処理の兼ね合いで、お受取人さま口座へのご入金はその指図の弊行発信日になるとは限りません。  
また、お受取人取引銀行所在国の通貨と異なる通貨でのご送金につきましては、現地通貨でのご入金となる場合がございます。

詳しくは当行ホームページ掲載の外国送金取引規定の内容をご確認ください。  
[https://www.juroku.co.jp/smartentry/gaisou\\_kitei.html](https://www.juroku.co.jp/smartentry/gaisou_kitei.html)

